

平成30年度

第9回 佐々町農業委員会総会議事録

平成30年12月25日(火)

佐々町農業委員会

佐々町農業委員会

平成30年12月 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年12月25日(火)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 平成30年12月25日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (15名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	寶持 雅祥 君	13	坂口 隆英 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について(33件)

報告第2号 農地改良届出書について(3件)

(4) 審議事項

第28号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第29号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第30号議案 農用地利用集積計画(利用権設定)の承認について

第31号議案 農用地利用配分計画(案)について

(5) その他

①利用権設定農地の終期更新通知書について

②農業委員等の綱紀肅正について

③農業委員会視察研修について

④1月定例会の日程について

⑤その他

事務局長(金子 剛君) 事務局長。皆さん、こんにちは。時間定刻となりましたので、只今から平成30年度 第9回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長(藤永 九市君) 皆さん、こんにちは。一言ご挨拶申し上げます。昨日今日いい天気が続きました。しかし、朝夕と非常に冷え込んだわけでございますが、その前は季節連れのいい雨があり、暖かい日が続いたりして本当に不安定な天気が続いたわけでありまして、皆様方にはお仕事に影響されたのではないかと考えております。余すところ今年もあと6日で、新しい年を迎えるような時期となっております。師走の忙しい中にこうして繰り合わせをいただきまして全員出席のもとに第9回の12月総会をできますことを改めてお礼を申し上げる次第でございます。

また、12月17日には五役会を開催いたしまして事前協議を行っておるところであります。本日の案件は報告事項が2件、審議事項4件、その他ということでございます。事前協議の中で十分検討を加えたわけでございますので、皆さん慎重審議をいただきながらご承認いただければと思います。そういうことで簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ありがとうございます。本日の出席農業委員は13名で全員出席でございます。推進委員も5名で全員出席でございます。それから委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号11番 實持委員、議席番号13番 坂口委員を指名しますので、よろしくお願います。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項ですが、入ります前に皆様方にご提案をいたします。前もって総会資料をお渡ししておりましたけれども、報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書については全部で33件ございます。総会資料を見ていただきますとわかるとおり1ページから102ページまでございます。これをすべて朗読説明しますと時間が相当かかりますので、よって1件のみ朗読説明をしまして後については省略をさせていただくということでよろしいかお諮りをいたします。

（ 「異議なし」の声あり ） ありがとうございます。それでは、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書について（33件）、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。説明の前に、今回の33件につきましては、中間管理事業へ移行した合意解約でございますのでよろしくお願いたします。それでは1ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書、賃貸人 佐々町平野免〇〇、代表相続人〇〇。賃借人 佐々町野寄免〇〇。土地の所在 佐々町平野免字壱銭替100-2地目

台帳、現況ともに田。面積1,512㎡のうち1,272㎡。賃貸借の解約の申し入れをした日、平成30年11月19日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成30年11月19日、土地の引き渡し期間、平成31年2月9日でございます。先ほど申しましたとおりこの合意解約は中間管理事業への切替となっております。他32件でございます。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これにつきまして、ご質問、ご意見等ございましたお受けしたいと思います。ないようでございますので報告第1号につきましては、これで終了させていただきます。次に報告第2号農地改良届出書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の103ページをお願いいたします。朗読説明いたします。報告第2号農地改良等届出書、申請人 住所佐々町迎木場免〇〇。下記のとおり農地改良のため、農地埋立をしたいので届け出ますということで今回申請があがっております。土地の所在、佐々町迎木場免字扇坂1050。地目登記簿、現況ともに田、面積1,527㎡、利用状況は田でございます。所有者及び耕作者 〇〇。農地改良等を必要とする理由としまして、取付道が急で機械等の搬入が危険。それから湧水による耕作であるので

水の確保が少しでもやりやすいように、ということが理由でございます。

工事期間、平成30年12月末日から平成31年4月30日まで。施工業者につきましてはご本人様が施行するとのこと。工事の概要でございますが、埋立てに用いる土、その他の材料としまして、基礎部分の土の種類 礫混土、採取場所 現地。量につきましては、切土・盛土ともに450㎡。埋立ての高さが切土1m盛土1.5m。5の被害防除対策ですが、周囲はご本人様の所有地のため被害の恐れはないということです。それから工事後の作付け計画ですが、水稻（なつほのか）を予定されております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。只今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

16番（林 勇作君）16番。只今、事務局から説明があったとおりです。言われましたとおり周囲は全部、本人様の所有地でございまして、被害の恐れはありませんのでよろしくお願いたします。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局に引き続きまして地元委員からの説明をいただきました。これから、ご質問、意見をいただきたいと思ひます。ないようでございますので、報告第2号につきましては、終了いたします。次に

日程4の審議事項にはいります。第28号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長
事務局長（金子 剛君）事務局長。109ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第28号議案農地法第5条の規定による許可申請書について 申請人 譲受人 北松浦郡佐々町神田免〇〇組合 代表理事 〇〇。譲渡人 佐世保市潮見町〇〇（無職）、東京都文京区大塚〇〇（無職）、東京都練馬区旭町〇〇（無職）。農地の所在、2筆同じで皆瀬免字中野1012-1と1013-1 地目2筆ともに台帳（田）、現況（不耕作）。面積252㎡と608㎡。合計860㎡。転用の目的 整備工場用駐車場。普通車29台。4tトラック5台。申請の理由といたしまして、現在の自動車整備工場が古くなり手狭になったためということで今回申請があがっておりますが、この自動車整備工場というのが、現在、ナフコ横にあります、そこにある整備工場が今回、申請地に新設を予定されております。115ページをお願いします。ここの赤線部分に車検用の駐車場を計画したいとのことでした。118ページをお願いします。配置図になりますが、上の三角部分が申請地でありまして、ここに車29台と、4tトラック4台を予定されております。119ページをお願いいたします。被害防除計画書ですが、周囲には擁壁を設けるとのことでした。また、隣接地には農地はございませんので、被害の恐れはないとのこと。雨水排水につきましては、水路放流を予定されております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。只今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

19番（大瀬 敏幸君）19番。只今、事務局から説明があったとおりです。先日、事務局と現場確認をいたしました。雨水関係等、農地も隣接していないため被害の恐れはないと確認いたしております。よろしくをお願いいたします。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局に引き続きまして地元委員からの説明をいただきました。これからご質問、ご意見をいただきたいと思います。

3番（濱野 務君）3番。駐車場だけ使用されるのであれば、車の進入路はどこからになるのでしょうか。

事務局長（金子 剛君）事務局長。

118ページをお願いいたします。図面上に出入口を書いておりますが、そこからが進入口となります。

議長（藤永 九市君）今の答弁でよろしいでしょうか。

3番（濱野 務君）3番。はい。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。他ございませんでしょうか。ないようですので質疑を終わらせていただきます。これより採決を行います。第28号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認をいただきました。転用やむなしということで長崎県へ進達いたします。次に、第29号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。133ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第29号議案農地法第5条の規定による許可申請書について 申請人 譲受人 佐世保市陣の内町〇〇（会社役員）。譲渡人 北松浦郡佐々町野寄免〇〇（農業）。農地の所在、2筆同じで野寄免字榎ノ元392-6と393-5 地目2筆ともに台帳（畑）、現況（不耕作）。面積129㎡と81㎡。合計210㎡。転用の目的 一般個人住宅。施設 木造2階建て62.10㎡。申請の理由といたしまして、現在、賃貸住宅に居住しているが手狭になったため、新たに自己用住宅を建築するためということで今回申請があがっております。場所につきましては、137ページをお願いいたします。佐々中学校のグラウンドから農業体験施設の方に登りまして、野寄公民館がありますが、その下手が申請地となっております。次に141ページの配置図になりますが、申請地は分筆をされております。図面に青線と赤線がありますが、赤線のとおりに分筆となっております。この中で、細長い部分が里道となっておりますが、下に392-3とありますが、ここは〇〇さんの私道でございまして、この部分と里道を交換ということで、現在、町建設課へ申請中でございます。それから142ページをお願いいたします。被害防除計画書でございまして、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を最高2.0m、切土を最高0.2m行うとのことでした。造成に伴う被害防除措置ですが、擁壁を設ける計画でございまして。次に、近傍農地の日照、通風、耕作等に著しく影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置でございまして、建物の高さを加減するというところで、2階建ての高さが7.6mでございまして。それから、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由については、建物の高さを加減し、日照・通風に大きな影響が出ないようにする。次の雨水排水につきましては、水路を活用して放流を行う。生活雑排水については下水道へ直結するというところで現場確認をしております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。只今、事務局からの説明が終わりました。これより地元委員の説明をお願いします。

5番（築城 武美君）5番。只今、事務局から説明があったとおりですが、11月21日に事務局と業者で立会をいたしまして、関連する条件について調査をいたしました。一つは、公の道である里道を挟んで土地がそこに所在するということから交換手続きがなされないと家が建たないということがあるということ、二つ目には町道の拡幅工事がこの土地に入っておりまして、143ページを見ていただけますとわかりますが現在、町道の拡幅工事が進められております。完成が来年の3月となっております。従って、本人の自宅に入っていく道路が、先ほど説明がありました、392-3と393-3が現在道路として使用されているところであります。それを392-3と里道を交換する。その交換をしたのちでないと家が建たないという状況がございます。並びに取付道路として、きじこんだ分だけ道路があがってきますから、本人のところ勾配が急になりますので392-3は取付道路として町道の改修工事があるという現実になっております。そういったことが終わった段階で建築工事かかるということでした。よろしく願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員からの補足説明をいただきました。これより質疑をお受けいたします。ないようでございますので質疑を終わらせていただきます。これより採決を行います。第29号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。全会一致承認をいただきました。よって転用やむなしということで長崎県に進達いたします。ありがとうございました。次に、第30号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）及び第31号議案農用地利用配分計画（案）ですが関連いたしておりますので一括上程いたしますがよろしいかお諮りいたします。

（ 「異議なし」の声あり ） ありがとうございます。それでは、一括上程といたします。事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。148ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第30号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。平成30年12月25日 佐々町農業委員会 会長。149ページをお願いします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書 新規設定でございます。1、権利の設定を行うもの（貸し手農家）佐々町志方免〇〇。権利の設定を行うもの（借り手農家）長崎市尾上町3-3 長崎県農業振興公社。土地の所在、志方免字六ツ江田456-1。地目、田。面積838㎡。権利の種類

賃借権。区域区分 農用地。今回の設定内容、物納60kg10年となっております。他32件でございます。田の合計面積87,924㎡。畑の合計面積1,481㎡。合計の89,405㎡でございます。以上です。続きまして、155ページをお願いいたします。第31号議案 農用地利用配分計画(案)の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画(案)を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成30年12月25日 佐々町農業委員会 会長。157ページをお願いいたします。農用地利用配分計画(案)1、権利の設定を行うもの(貸し手農家)長崎市尾上町3-3、長崎県農業振興公社。権利の設定を行うもの(借り手農家)佐々町志方免〇〇。土地の所在、志方免字六ツ枝456-1。地目、田。面積838㎡。借り手農家耕作面積29,877㎡。権利の種類 賃借権。区域区分 農用地。今回の設定内容、物納60kg 5年となっております。以上でございます。

議長(藤永 九市君)ただ今、事務局の説明が終わりました。これにつきましてご質問がございましたらお受けしますが、何かございませんか。ないようですので採決を行います。まず、第30号議案の農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致で承認されました。次に、第31号議案の農用地利用配分計画(案)について異議のない方の挙手をお願いします。ありがとうございます。これにつきましても全会一致で承認いただきました。異議なしとして、長崎県農業振興公社に提出することといたします。

議長(藤永 九市君)次に、日程5に移ります。その他について事務局をお願いします。
事務局長。

事務局長(金子 剛君)事務局長。①利用権設定農地の終期更新通知書についてですが、162ページをお願いいたします。この通知書につきまして、皆さんご存知のとおり契約の終期がくる2ヶ月前に、契約者へ今後の意向を調査する通知書でございます。これは元々、今までの田んぼの契約の調査でございまして、来年の4月からの終期の分からは、中間管理事業の方に移行したいと事務局でも計画しております。この通知書も郵送いたしますが、それに付け加えまして163ページをご覧ください。この内容は、中間管理事業へ移行をお願いする案内文書を事務局で作成いたしました。よって来年度からは通知書にこの案内文を添付しまして周知を図りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長(藤永 九市君)この件についてよろしいでしょうか。(私語あり)なければ②農業

委員等の綱紀肅正について移ります。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。164ページをお願いいたします。長崎県の農業会議から通知がきておりまして、全国での農業委員の収賄容疑の逮捕や農地法違反のほう助の疑いによって書類送検されたなどの事案があっているということで、農林水産省が「農業委員等の綱紀肅正について」発出されておりますのでお知らせいたします。以上です。

議長（藤永 九市君）この件についてよろしいでしょうか。なければ③農業委員会の視察研修について。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。

11月26～27日で鹿児島県のいちき串木野市へ視察研修をいたしました。大変お疲れさまでした。有意義な研修だったと思っております。その折の精算書を添付しておりますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。何かございませんか。なければ④2月定例会の日程についてに移ります。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。④2月の定例会日程でございますが、2月25日に予定をさせていただきます。

（ 閉 会 午後2時45分 ）

上記のとおり相違ありません。

会 長 藤永 九市

会議録署名委員

坂口 隆英

会議録署名委員

寶持 雅祥